

狛江市社会教育関係団体のあり方について
～生涯学習社会の実現に向けて～
(答申)

令和3年3月

狛江市社会教育委員の会議

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------------|---|
| I | はじめに | 1 |
| II | 諮問に至った背景 | 2 |
| III | 国及び東京都における社会教育の変遷及び現状 | 2 |
| | 1 社会教育の変遷について | 2 |
| | 2 社会教育の現状について（社会教育委員・生涯学習審議会設置状況より） | 3 |
| IV | 狛江市における社会教育の現状と課題 | 4 |
| | 1 社会教育関係団体の現状 | 4 |
| | 2 社会教育関係団体の課題 | 4 |
| V | 社会教育活動とは | 6 |
| | 1 答申にあたり基本的な考え方 | 6 |
| | 2 社会教育活動とは | 7 |
| VI | 社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方 | 8 |
| | 1 活動内容，運営方法及び組織について | 8 |
| | 2 社会教育関係団体への支援のあり方 | 8 |

資 料

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 資料1 | 諮問書（写） | 10 |
| 資料2 | 狛江市社会教育関係団体分析資料 | 11 |
| 資料3 | 狛江市社会教育関係団体登録要綱 | 15 |
| 資料4 | 社会教育委員名簿・会議スケジュール | 19 |

I はじめに

1970（昭和45）年に東京都で17番目に誕生した狛江市は、令和2年市制施行50周年という節目の年を迎えた。とりわけ、令和2年は節目の年であり、狛江市の総合計画である第4次基本構想と前期の基本計画が策定されるとともに、第3期狛江市教育振興基本計画が策定された。これらの計画の中から、市民が生涯を通じた学びの実現を図るためには、社会教育活動の充実が不可欠であり社会教育関係団体の活動を検証して、実効性のある施策を推進するため、教育長から社会教育委員に対して「社会教育のあり方について」諮問を受けたものである。

2006（平成18）年に「狛江市社会教育の今後のあり方について」の諮問を受けて以来の諮問であり、その際には3年の期間を費やしての答申であったが、今回は8ヶ月間という非常に限られた期間での審議となった。検討期間は短かったが「社会教育とは何か？」「社会教育活動とはどんな活動か？」「社会教育関係団体はどのような活動をすべきなのか？」「望ましい支援の仕方は？」という社会教育の本質について、社会教育委員全員が真剣に考える時間となり、大変有意義であるとともに貴重な経験となった。

今回の答申が狛江市の生涯学習社会の実現につながり、社会教育活動が市民の生きがいとなり、心豊かで健康に過ごすことができるとともに、次代を担う子どもたちにつなげて行ける社会であって欲しい。日々わくわくする魅力のある狛江市となり、市民がずっと住み続けたく思えるまちであり、「今が一番幸せ」と感じる狛江市であって欲しい。

II 諮問に至った背景

地域における学びの充実について「総合基本計画第4次基本構想・前期基本計画」の中では、「団体や事業者・行政が連携して取り組み，市民が心身共に健やかな生活を送ることができる環境を整えること」で，生涯を通じて学べるまちを目指すことが目標として掲げられている。

また，「第3期教育振興基本計画」では，人生100年時代を見据え，全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう，必要な知識・技能の習得や知的，人的ネットワークを構築できる生涯学習社会の構築が求められていることから，「生涯を通じた学びの充実」を目指すこととしている。それらを実現させるには全ての人へ向け，学びの機会を提供することのできる社会教育活動を充実させることが重要であり，その実践者である社会教育関係団体について検証を重ねることが実効性のある施策の推進につながると考える。そのためには，市として社会教育活動が公正かつ平等に運用され，多くの人々の生活がより豊かなものとなるように支援していくことが必要である。

そうした内容を審議する委員会として，社会教育委員会の会議（社会教育法第17条に「社会教育委員は社会教育関係団体に対し，助言と指導を与えることができる。」と定められている。）において，社会教育関係団体のあり方及び団体への支援のあり方について検討し，答申することとなった。

III 国及び東京都における社会教育の変遷及び現状

1 社会教育の変遷について

社会教育が誕生した背景には地域の教育力を高めることにあった。高等学校への進学率は50パーセントにも満たず，かつ女性に対しての教育が現代ほど求められていなかった時代の中で，成人に対しての教育を必要とする社会構造が確立された。その後，昭和30年代の経済の高度成長期を経て，社会は急速に変化し，技術革新の急速な進展と社会の複雑化に対応するため，生涯にわたる学習とその内容が高度化し「生涯学習社会の実現」が必要となった。

また，平均寿命の伸長，余暇時間の増大，高学歴化に伴い，人々の学習要求は高

まり、多様化していくこととなった。

1971（昭和 46）年には社会教育審議会によって「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申が出され、生涯教育の視点から、家庭教育、学校教育、社会教育の見直しが必要と指摘した。1990（平成 2）年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、生涯学習は「国民が生涯にわたって学習する機会」と表記されており、社会教育法による社会教育の定義とは、明確な違いが確認できる。

令和 2 年度学校基本調査によると高等学校の進学率は通信制を含めると 97 パーセントを超え、大学進学率（短期大学本科入学者を含む。）も 58 パーセントを超えている。成人への教育は社会教育法が制定された 1949（昭和 24）年当時と比べるとかなり行き届いており、成人対象の教育活動を目的としていた社会教育法の施策については一定程度の役割を終え、社会教育を必要としていた時代から自発的な学習を進める生涯学習の時代に移行する必要性を感じる。

2 社会教育の現状について（社会教育委員・生涯学習審議会設置状況より）

東京都においては 2014（平成 26）年、生涯学習審議会条例の制定に伴い、「東京都社会教育委員の設置に関する条例」が廃止されている。令和元年度区市町村生涯学習・社会教育行政データブックによると、東京都 23 区では、生涯学習推進審議会のみを設置している自治体が 4 区、社会教育委員の会議のみ設置している自治体が 8 区、両方設置している自治体が 1 区、両方設置していない自治体は 10 区となっている。東京都 26 市 3 町においては社会教育委員の会議のみ設置している自治体が 21 市町、生涯学習審議会のみ設置している自治体が 2 市町、両方設置している自治体が 6 市町となっている。

社会教育委員を設置している自治体は多くあるが、その中で、生涯学習推進審議会が社会教育委員を兼務している自治体や会議を統合している自治体も存在しており、社会教育から生涯学習へと移行してきていることが伺える。

このように生涯学習社会への需要が高まる中で、どのような社会教育活動を行うことができるのだろうか。生涯学習社会にふさわしい狛江市の社会教育活動を推進するべく、まずは現在の狛江市における社会教育の状況を把握していくこととする。

IV 狛江市における社会教育の現状と課題

1 社会教育関係団体の現状

令和2年12月現在284団体の登録があり、活動内容別に分類すると、屋内スポーツを行う団体が160団体、屋外スポーツを行う団体が65団体、屋内外両方のスポーツを行う団体が2団体、文化活動を行う団体が54団体、スポーツ・文化活動どちらも行う団体が3団体となっている。

団体使用施設・使用頻度は、屋内スポーツ団体は体育施設を使用する団体が多く、屋外スポーツ団体は学校施設を使用する団体が多い。文化活動団体は公民館施設を利用することが多くなっている。

また、団体ごとに設定している入会金及び月会費については、入会金を設けている団体が約30パーセントで、1,000円以上3,000円未満の団体が1番多く、月会費については約90パーセントの団体が設けており、1,000円以上3,000円未満の団体の割合が一番多くなっている。なお、講師（指導料等）謝礼については約30パーセントの団体が設定している。

2 社会教育関係団体の課題

多くの社会教育関係団体が様々な活動展開してきた一方で、様々な課題が生まれたのも事実である。主なものとして、次のものが挙げられる。

(1) 市の社会教育活動の定義の再考

社会教育関係団体とは、社会教育法より、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定められており、活動内容については、狛江市社会教育関係団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）において、「広く市民に開放された団体で、事務所又は連絡先が狛江市内にあり、狛江市内を中心に継続的活動を行っていること」が登録基準として定められている。その一方で、それ以外の部分については、非営利活動、公序良俗に反しないことや、団体構成人数、市内居住等の一般的な要件にとどまっている。

しかし近年、活動の多様化により団体の活動内容は多岐にわたり、前述の定義

のみであると、それらを社会教育関係団体として位置づける判断が難しくなってきた。実際に、登録団体の会則において「地域に貢献する」「市民に広める」活動を行うと記載はされているが、活動報告・計画には「練習」「練習試合」など会員内の技術向上、親睦のみが記されていることが多く、社会教育関係団体に該当するのか、不明瞭な登録も見受けられる。

社会教育の効果的な発展を推進するには、市としての社会教育活動のあり方を再考することが必要である。

(2) 講師及び指導者への高額な謝礼等の支払い

登録要綱の団体登録基準において営利を目的としないことが定められているが、文化活動の講師やスポーツのコーチに対して支払われる謝礼については、現在の要綱には定められていない。しかし団体によっては、決算額の多くを占めるような高額な謝礼が計上されている。各団体の活動内容・頻度が様々であるため、一概に営利活動とは判断できないが、講師や指導者が代表的役割となり、会費や参加費などを徴収することは営利活動に当たる可能性がある。

さらに、会費が高額である場合、一部の人しか参加することができず、「広く市民に開放された団体」とは言いがたい。社会教育関係団体が適切な団体運営を行えるよう、謝礼や会費においてはある程度の基準を示していくことが必要である。

(3) 類似する複数の団体の登録

登録団体の多くは登録要綱の趣旨に沿って活動しているが、一方で、団体の活動内容が極めて類似する団体同士で、役員・構成員の複数が重複していたり、1つの団体を分割して登録を行っている団体が散見される。

社会教育関係団体の登録が認められた場合、社会教育活動を行う際、市内体育施設・学校施設等の使用料が半額で使用でき、その支援を受けるための抽選等の当選確率を上げるためではないかと思われるようなものがある。

支援制度が正しく効果的に、より多くの社会教育関係団体に公平で公正に行き届くよう、本来の趣旨とは異なる団体登録を防止することが必要である。

(4) 社会教育委員の会議との連携

登録要綱第4条第2項の規定により、社会教育関係団体の登録を行う際「登録の可否について疑義が生じたときは、狛江市社会教育委員の会議の意見を聴いて、委員会が決定するものとする。」と定められているが、社会教育関係団体について情報共有が不足していると思われる現状がある。先述の課題等、登録要綱では判断が困難な団体については、社会教育課から社会教育委員の会議に意見を求めることも必要である。

V 社会教育活動とは

1 答申にあたり基本的な考え方

教育活動は、学校教育においても社会教育においても人から人に物事を教え伝えることで成立し、その中でも社会教育は学習の成果を地域や社会に還元することで、人々の心を豊かにすることを使命としている。人々が自分の持っている知識、能力、技術、伝統芸能等を他者に継続的に教え伝え広めることで地域が豊かになっていくと考えられてきた。

教育と学習は人と人の双方向で行われることから、70年余にわたり行われてきた社会教育活動は大きな役割を果たしてきており、公民館や図書館といった社会教育施設とともに、生涯学習の基礎を築いてきたといえる。今後も地域に根差した社会教育活動は求められており、活動を実践してきた社会教育関係団体の役割も大きく、今後も発展に期待するところである。

現在は、新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るう真只中にあり、我が国にあっては幅広い世代で感染が拡大し、得体のしれないウイルスとの戦いは歴史を振り返っても持って生まれた宿命であるかのように思える。狛江市においても例外ではなく、終息の兆しはなかなか見えてこない状況にある。教育活動が人と人との間で行われることを考えると、ウイルスの感染拡大を防ぐためには社会教育活動も生涯学習活動も自粛や縮小を余儀なくされ、多くの活動が停滞してしまった令和2年であった。活動再開後もソーシャルディスタンスを保ちながら、三密（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないで活動を行わざるを得ない年であった。

社会教育活動が停滞する中ではあるものの、市民が心豊かに生活し生涯学習社会

を実現するためには、社会教育活動の意義や社会教育を実践する社会教育関係団体のありべき姿を再確認しながら、市民の選択肢を広げることを考えることが、生涯学習社会の実現につながるものと考えます。

今後は、市内で活動する社会教育関係団体 284 団体（令和 2 年 12 月現在）が、市内の社会教育施設やスポーツ施設等を利用して活動する際の会場使用料や運営費等の支援のあり方についても、他市の例を参考に見直しをする必要がある。

指針の内容によっては、規則や要綱の改正を伴うものもあるが、市内の施設建設や運営は多くの税金で賄われていることを考えれば、ある程度の制限はやむを得ないと考える。

また、指針に沿った運営が行われるようになることで、狛江市の社会教育活動は一層充実されるようになることを期待するものである。

2 社会教育活動とは

社会教育関係団体のあり方を考えるとき、基本となるのは社会教育活動とはどのような活動かということ定義づけることが必要である。社会教育法第 2 条によれば、「社会教育とは学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義づけしているが、具体的にどのような教育活動を指しているのか明文化はされていない。

教育基本法第 7 条では、社会教育に関して、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とのみ規定しており、活動内容までは触れていない。

生涯学習と社会教育の違いを考えると、生涯学習とは学習者が自由に学ぶ視点から生涯にわたって知識や技術の向上を目的とする活動に対し、社会教育は実践者が目的をもって組織的に継続して行われる教育活動と考えることができる。

さらに、社会教育活動は地域の教育力を高めるといふ本来目的を担っていると考えるなら、教育や学習を受けた者が次は指導者となって地域の人々に教え伝えることが重要であり、その繰り返しが継続性と言えるのではないだろうか。教えることと学ぶことだけで完結するものではないのが社会教育活動であると定義することができる。

したがって、社会教育関係団体には教え学ぶという活動だけではなく、学習者が学んだ知識や経験、技術を地域に還元する活動を継続的、組織的に行うことが求められるのである。

VI 社会教育関係団体のあり方及び支援のあり方

1 活動内容、運営方法及び組織について

社会教育活動を行う団体が社会教育関係団体でなくてはならないが、登録要綱第2条の規定だけでは具体性に欠けるため、登録基準の見直しを含め団体の活動及び組織について、次のとおり例規等に盛り込むことが望ましいと思われる。

- (1) 団体の主な活動目的が社会教育法に定める「青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」すなわち社会教育活動であること。
- (2) 学習者が学んだ知識や経験、技術を地域に還元する活動を継続的、組織的に行う活動であること。すなわち、団体の構成員以外の市民に対して講演会、講習会、講座、発表会、普及活動等を年に1回以上は行うこと。
- (3) 入会金及び月額会費は5,000円以内とすること。
- (4) 月10万円を超える謝礼を支払わないこと。
- (5) 団体の構成員は10人以上とし、過半数が市民であること。
- (6) 代表者及び役員は市民であること。
- (7) 代表者及び役員は他の類似する団体の代表者及び役員を兼務してはならない。
- (8) 新規に登録を希望する団体は、2年間の実績を有していること。
- (9) 新規に登録する団体の承認については、社会教育委員の会議の意見を聴くこと。

2 社会教育関係団体への支援のあり方

1947(昭和22)年に制定された社会教育法は、戦後の社会教育の振興に大きな役割を果たしてきたが、1959(昭和34)年に一部改正され社会教育関係団体に対する補助金の支出禁止規定が解除され、社会教育関係団体の活動の助長に資する道を開いた。これは運営費や講師料の補助をはじめ公共施設の減免制度のみならず、公民館や図書館といった社会教育施設の整備に拍車をかけ、市民の学習環境は大きく変

化することになった。

狛江市においても、社会教育関係団体は公民館の使用料は無料であったが、2004（平成16）年に狛江市が策定した「行財政基盤確立のための緊急行動計画」において、管理運営経費として使用料を徴収することとなった。社会教育活動を規定し社会教育関係団体のあり方を見直すためには、活動に見合ったインセンティブを与えることも必要であり、社会教育活動の一層の推進を図る上で検討すべき事柄と言える。

一方、社会教育関係団体というだけで様々な減免がなされている現状は、見直すことも大切である。

そこで、社会教育関係団体の支援について次のとおりに改正及び充実を求めるものである。

- (1) 社会教育関係団体が狛江市教育委員会の後援を得て団体の構成員以外の市民を対象とした講演会、講習会、講座、発表会、普及活動等を行う場合、外部から講師を招へいする際の講師謝礼の一部について、年1回程度予算の範囲において補助すること。
- (2) 市内の社会教育施設以外の体育施設、文化施設及び学校施設において、社会教育関係団体というだけで減額規定のある施設においては、活動の内容等を把握し、実態に即した適切な減免制度となるよう見直しを図ること。
- (3) 団体の基礎情報を市ホームページ等に掲載することや、狛江市教育委員会の支援を得て社会教育活動（講演会、講習会、講座、発表会、普及活動等）を行う場合、可能な範囲で広報機会を提供する等、幅広い市民への情報提供について支援を検討すること。



狛教教社発第 000205 号
令和 2 年 8 月 5 日

社会教育委員の会議
委員長 塚越 博道 様

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖



社会教育関係団体のあり方について（諮問）

このことについて、狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成 23 年教育委員会要綱第 8 号）第 4 条に関わる下記の事項について意見を求めます。

記

- ・社会教育関係団体のあり方について～生涯学習社会の実現に向けて～

（付記）

令和 3 年 2 月を目途に答申をいただきたく御配慮願います。

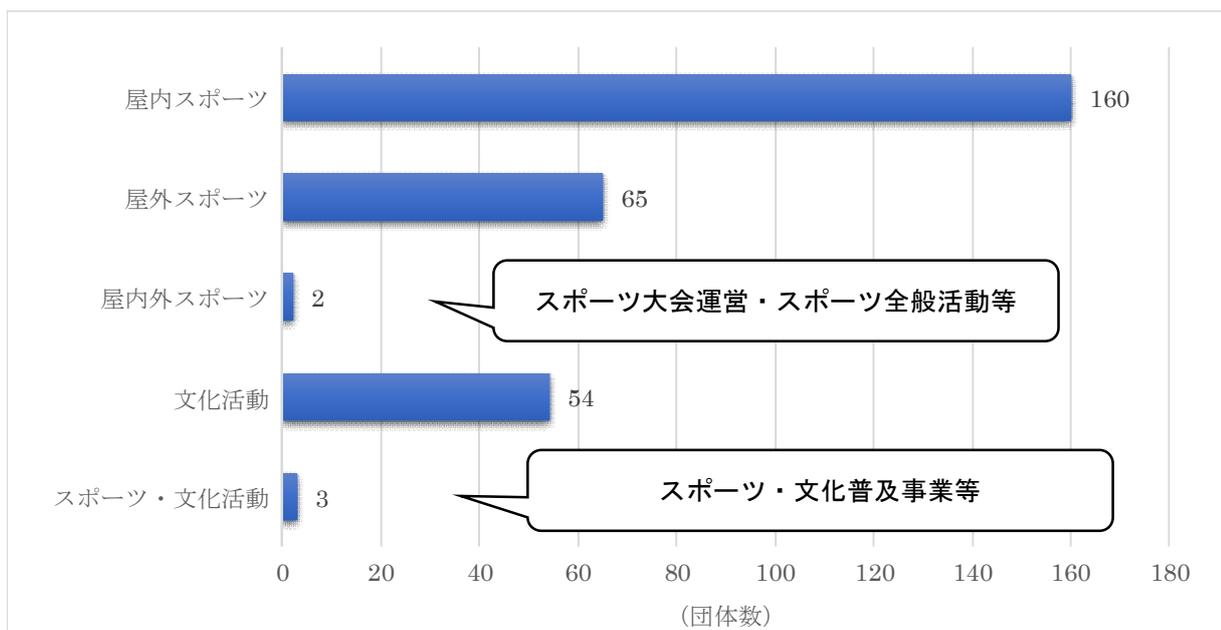
狛江市社会教育関係団体分析資料

(1) 団体数 284 団体（令和2年12月現在）

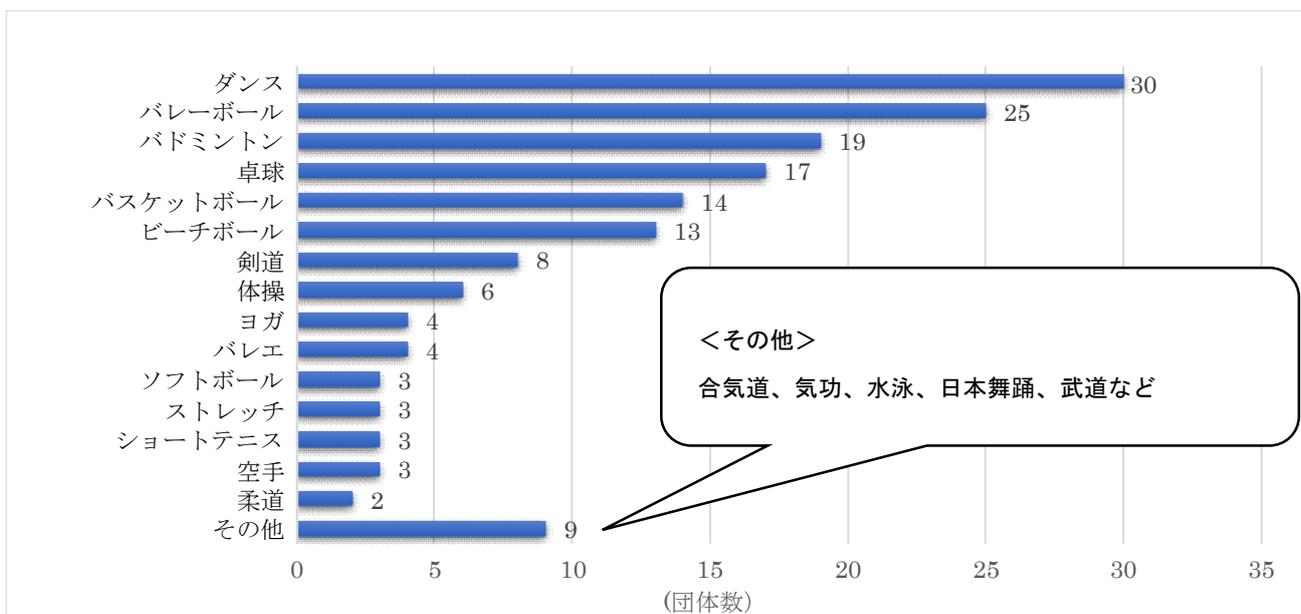
■ 内訳

| | |
|---------|--------|
| 一般団体 | 208 団体 |
| 高校生以下団体 | 20 団体 |
| 青少年育成団体 | 50 団体 |
| 支援団体 | 1 団体 |
| 市外代表者団体 | 5 団体 |

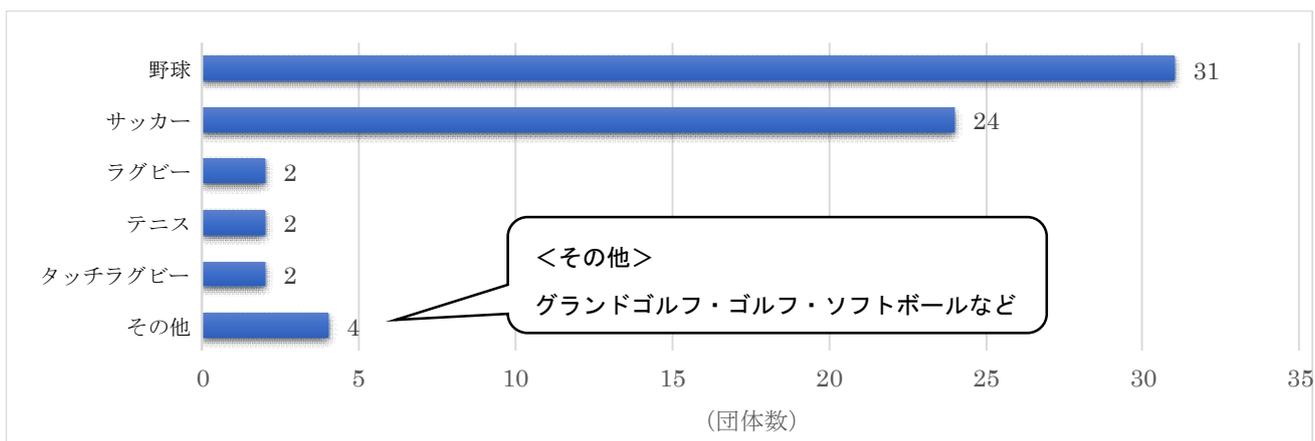
(2) 団体の活動内容区分



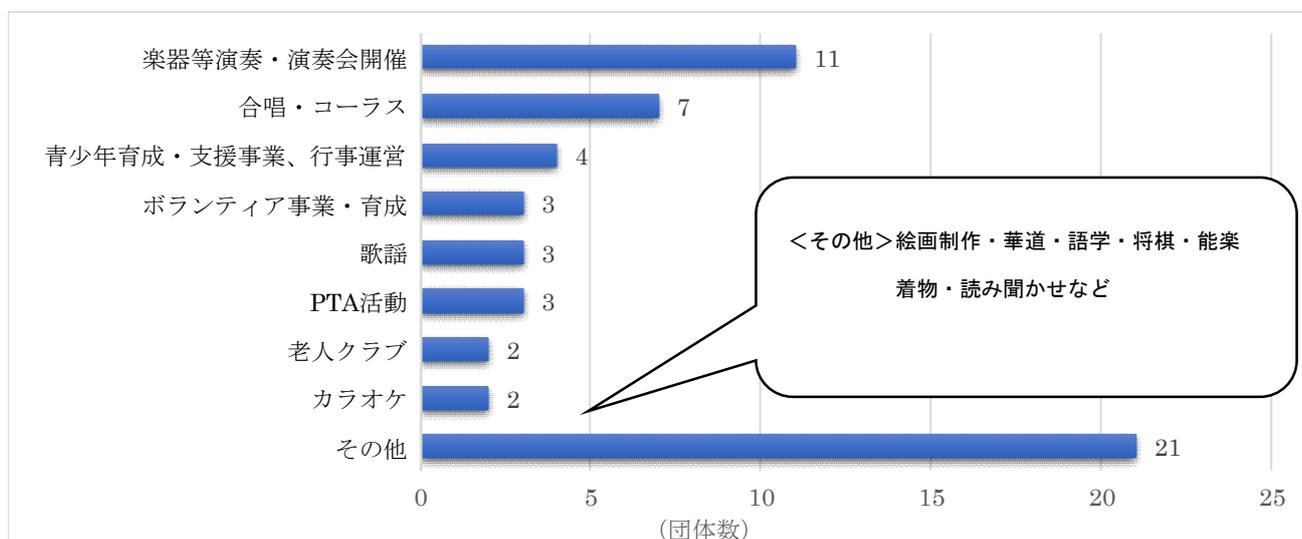
■ 屋内スポーツ（160 団体、複数回答あり）



■ 屋外スポーツ（65 団体、複数回答あり）

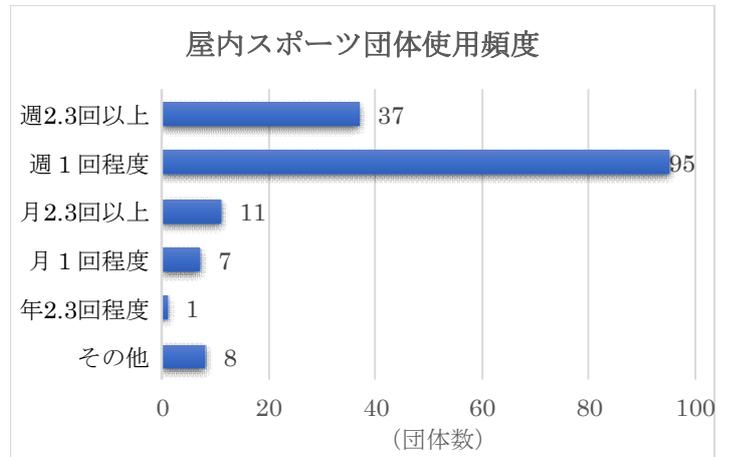
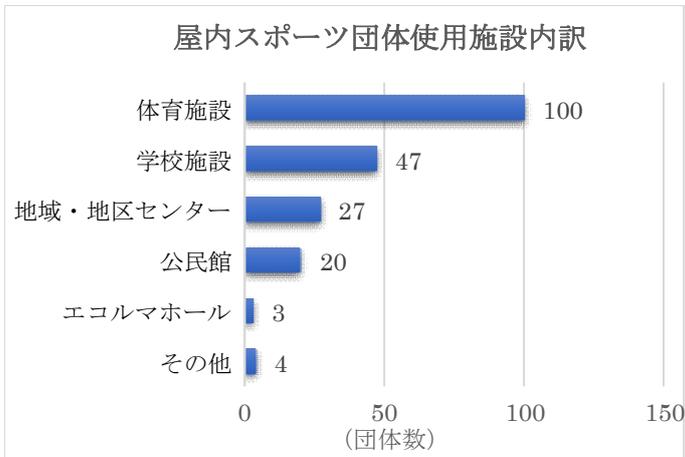


■ 文化活動（54 団体、複数回答あり）

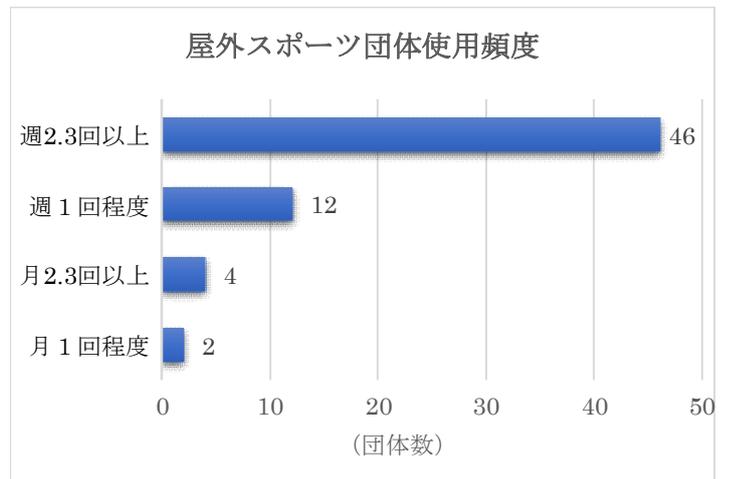
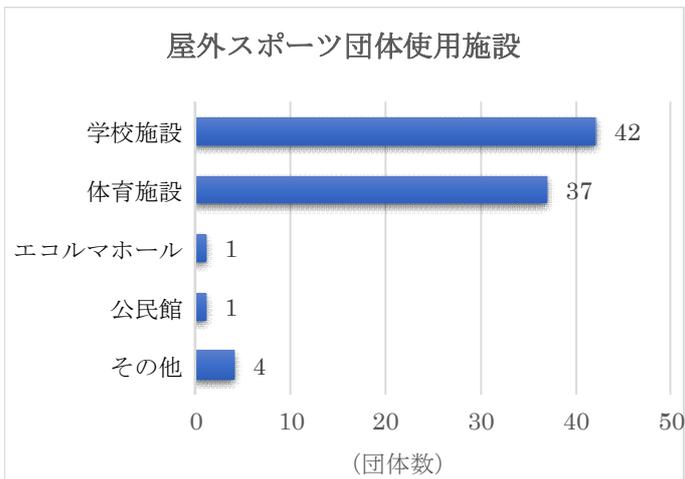


(3) 団体使用施設（複数使用あり）・使用頻度

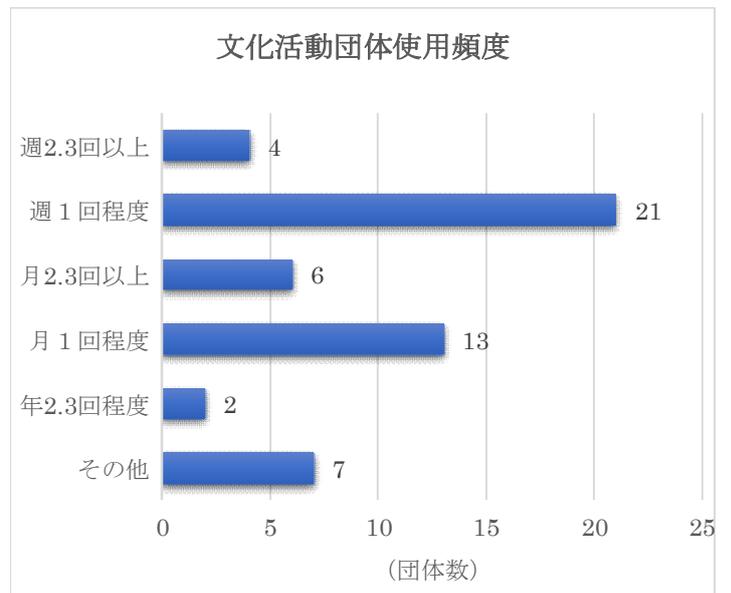
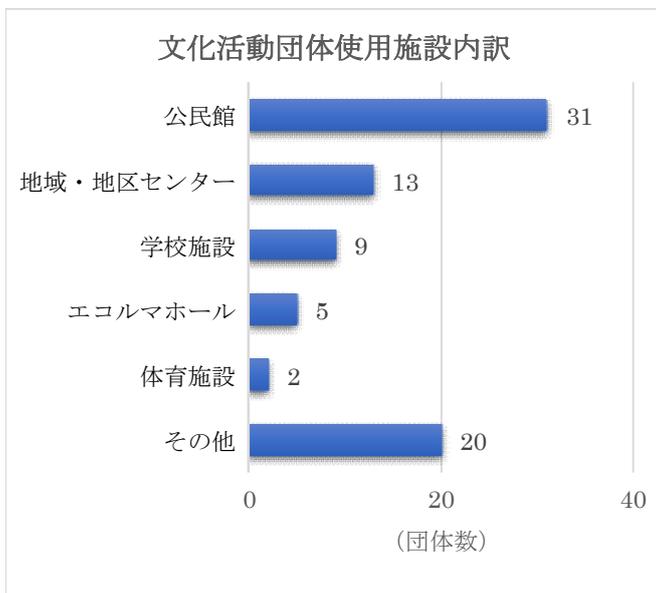
■ 屋内スポーツ（159 団体）



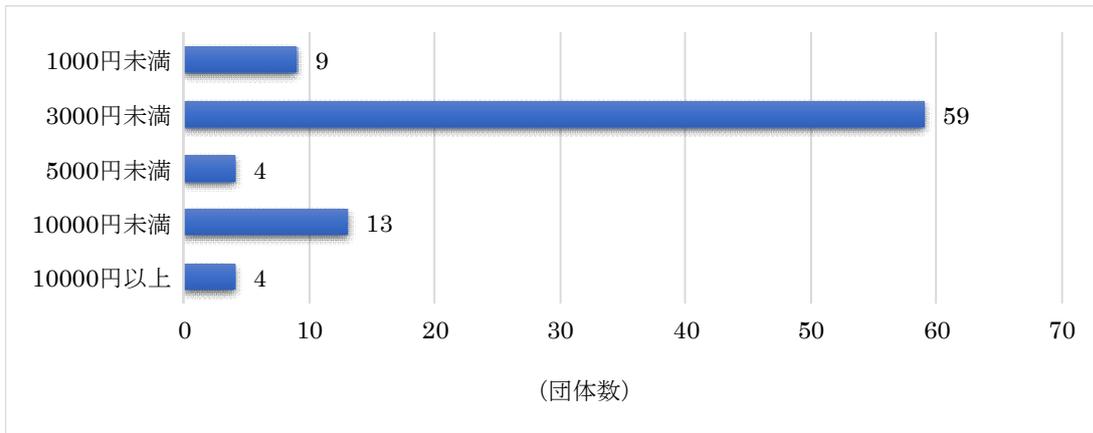
■ 屋外スポーツ（65 団体）



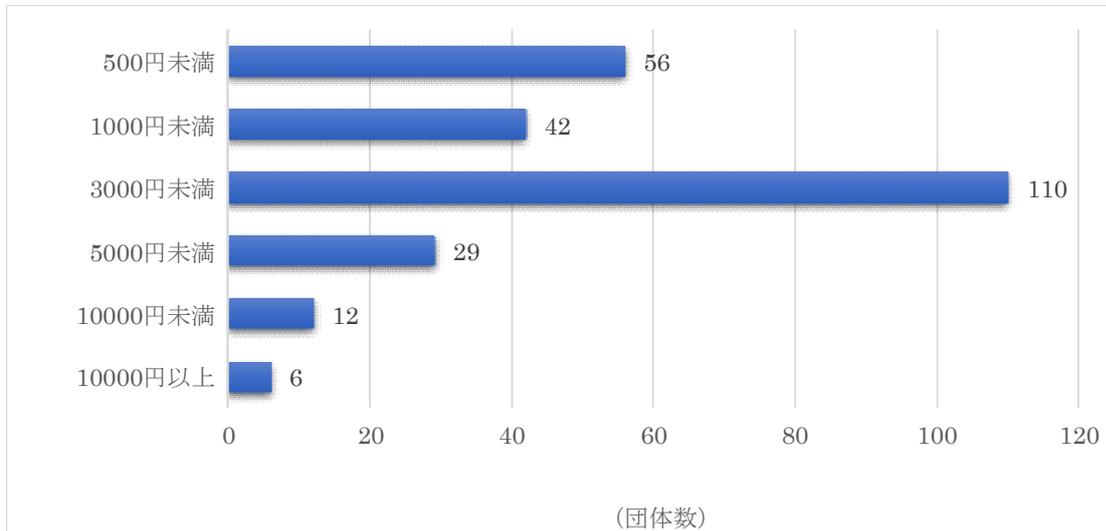
■ 文化活動（53 団体）



(4) 入会金 (89 団体/284 団体)



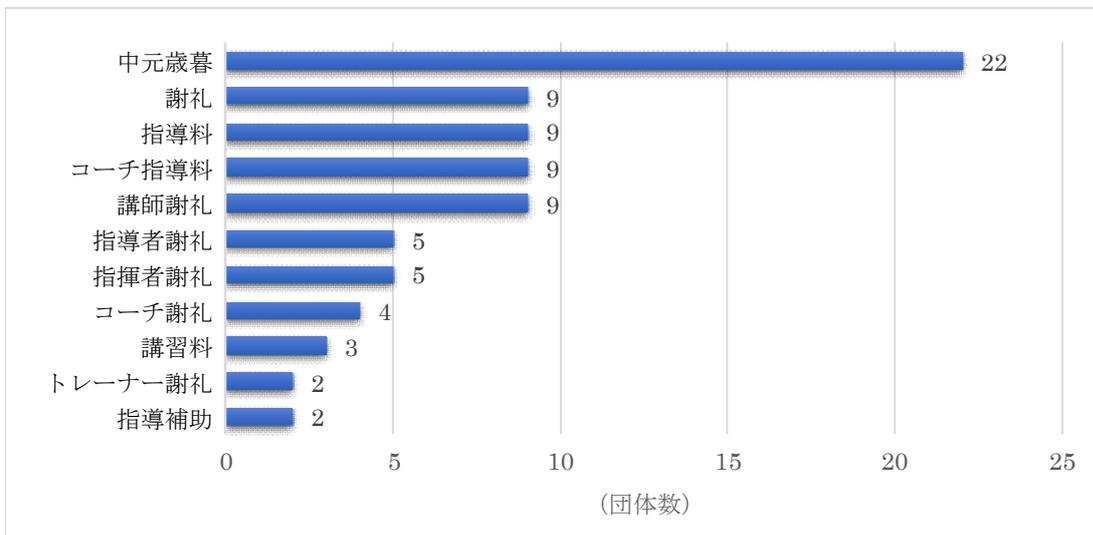
(5) 月額会費 (255 団体/284 団体)



(6) 謝礼有無・謝礼区分

■ 謝礼を計上している団体 78 団体

■ 多数計上される謝礼区分



○狛江市社会教育関係団体登録要綱

平成23年3月28日教育委員会要綱第8号

改正

平成25年3月26日教育委員会要綱第11号

平成26年1月27日教育委員会要綱第3号

令和2年1月20日教委要綱第2号

狛江市社会教育関係団体登録要綱

狛江市社会教育関係団体登録要綱（昭和51年4月1日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市における社会教育の育成発展を図るため、社会教育関係団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

（登録基準）

第2条 団体として登録することができるものは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体で、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- （1） 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
- （2） 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為又は不支持する行為をしないこと。
- （3） 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為又は不支持する行為をしないこと。
- （4） 公序良俗に反する行為をしないこと。
- （5） 団体の構成員が5人以上で、構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学していること。
- （6） 広く市民に開放された団体で、事務所又は連絡先が狛江市内にあり、狛江市内を中心に継続的活動を行っていること。

(7) 団体の組織及び活動のため代表者を置き、代表者が20歳以上であって、規約又は会則を有すること。

(8) 団体活動のための自己財源を持ち、会計責任者を有すること。

(登録申請)

第3条 登録をしようとする団体は、狛江市社会教育関係団体登録申請書（兼施設使用料減免申請書）（第1号様式。以下「団体登録申請書（兼減免申請書）」という。）に次に掲げる書類を添えて狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。

(1) 団体の規約又は会則

(2) 予算書及び決算書

(3) 活動計画書及び活動実績報告書

(4) 狛江市社会教育関係団体登録要件確認書（第2号様式）

(登録)

第4条 委員会は、前条の規定による登録申請を受けた場合は、その内容を審査のうえ登録を行い、登録カード（第3号様式）を当該申請団体に交付するものとする。

2 前項の審査の際、登録の可否について疑義が生じたときは、狛江市社会教育委員の設置に関する条例（昭和38年条例第11号）第1条に基づき設置される狛江市社会教育委員の会議の意見を聴いて、委員会が決定するものとする。

3 第1項の規定により登録した内容に変更があったときは、速やかに団体登録申請書（兼減免申請書）により委員会に届け出なければならない。

4 当該登録を更新しようとする団体は、あらかじめ指定された期日までに、登録カードを添えて団体登録申請書（兼減免申請書）及び前条各号の書類を提出することにより更新の申請をしなければならない。

5 第1項の規定による登録を取り下げの場合は、委員会に届け出るとともに、速やかに登録カードを返却しなければならない。

(有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の日から最初に到達する西暦遇数年の3月31日までとする。ただし、監督、コーチその他の委員会が認めるものを除く構成員の全てが高校生以下の者（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）であり、市内に在住、在勤又は在学する20歳以上の者が代表者となっている団体の有効期間は、登録の日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第6条 委員会は、登録団体が次の各号の一に該当すると認められたときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録基準に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により団体の登録又は登録の更新をしたとき。
- (3) 利用施設を不適切に利用したとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により登録された団体は、この要綱の規定により登録されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第4条第1項第1号の規定により登録されている団体であって、平成22年4月1日以降に交付された登録カードの有効期間に関し、改正後の要綱第5条の規定を適用する場合においては、同条中「交付の日から翌年度の3月31日」とあるのは、「交付の日の属する年度の3月31日」とする。

付 則（平成25年3月26日教育委員会要綱第11号）

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年1月27日教育委員会要綱第3号）

- 1 この要綱は，公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際，現に改正前の狛江市社会教育関係団体登録要綱の規定により登録された団体は，改正後の狛江市社会教育関係団体登録要綱の規定により登録されたものとみなす。

付 則（令和2年1月20日教委要綱第2号）

- 1 この要綱は，公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際，現に改正前の狛江市社会教育関係団体登録要綱の規定により登録された団体は，改正後の狛江市社会教育関係団体登録要綱の規定により登録されたものとみなす。

第1号様式から第3号様式まで（省略）

社会教育委員名簿

| 区分 | 氏名 | 役職 |
|-------------------|-------|------|
| 学識経験者 | 塚越 博道 | 委員長 |
| 社会教育関係者 | 住友 和子 | 副委員長 |
| 社会教育関係者 | 伊藤 輝芳 | 委員 |
| 学校教育関係者 | 川崎 貴志 | 委員 |
| 公募市民委員 | 楠本 達治 | 委員 |
| 公募市民委員 | 佐藤 幸代 | 委員 |
| 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 豊島 秀臣 | 委員 |
| 学識経験者 | 中川 康弘 | 委員 |
| 社会教育関係者 | 福田 敏朗 | 委員 |
| 社会教育関係者 | 星 恵子 | 委員 |

会議スケジュール

| 日付 | 主な内容 |
|--------------------|----------------------|
| 第1回会議 令和2年6月30日 | 社会教育関係団体登録制度について意見交換 |
| 第2回会議 令和2年7月17日 | 諮問書交付、意見交換 |
| 第3回会議 令和2年10月13日 | 諮問事項（団体登録制度）の検討 |
| 第4回会議 令和2年11月24日 | 諮問事項（団体登録制度・支援体制）の検討 |
| 第5回会議 令和3年2月22日 | 答申案の検討 |
| 教育委員会定例会 令和3年3月18日 | 答申 |

